

(指導・助言等義務)

18. 東京地裁 平成11年3月30日判決

(一部認容: 賠償額 131,442,404円、東京地裁平成6年(ワ)19267号)

判例時報1700号50頁、TAINSコードZ999-0024

控訴審 東京高裁 平成13年10月15日判決(税理士に対する請求棄却)

相続税対策として変額保険に加入した時に、変額保険は解約返戻金が元利金を下回るリスクを負う保険であることの十分な説明がなかったとして、税理士に損害賠償責任が認められた。しかし高裁では、株価下落の新聞記事を用いてリスクの存在を示唆していたとして、税理士に説明義務違反はなかったとの逆転判決を出した事例

《事実の概要》原告Xらは税理士Yの指導のもと、相続税対策として変額保険(基本保険金52億円、一時払保険料合計1,787,418,000円)が有効であるとのことで、平成元年に銀行から保険料相当額の融資を受け、そして合計6社の生命保険会社の変額保険に加入した。

その後Xらは、平成3年に至り保険契約を解除したが、変額保険は解約返戻金が融資を受けた元利金を下回るリスクを負う保険であることなど十分な説明がなく、多大な損害を被ったとしてY及び銀行・生命保険各社に損害賠償を求めた。

《原審判決の要旨》

税理士Yは、変額保険の仕組みや危険性(リスク)に関する記載のない私製の説明書を用いて説明を行い、その説明は相続税対策の有効性を強調し、解約返戻金の額は常に借入金額を上回り危険なものではないとの趣旨を強調する内容から、原告Xに誤った判断をもたらしたとして、Yに対し顧客に負っている変額保険のもつ危険性についての説明義務に違反する。また、生命保険会社にも説明を尽くしたとは言えない点に責任があるとして連帯責任を負わせた。一方、銀行は主導的積極的に勧誘したものではないことから責任を否定した。

《控訴審判決の要旨》

原告Xは、金投資や転換社債などで投資経験を積んでおり、また、マネー誌を購読していたことなどから、「原告Xは投資に関する知識が通常よりも優れていた」と認定。一方、税理士Yが変額保険を活用した場合の節税効果などを試算し説明するとともに、アメリカの株式暴落のあったブラックマンデーに関する新聞記事を拡大コピーし、試算資料に付けてXに資料提供したことを重視し、「税理士のリスク説明は十分だった」と認定し、税理士の説明義務違反による不法行為はなかったとして、東京地裁の判決を覆した。